公立鳥取環境大学学事顧問に関する規程

平成３０年１月２６日
公立鳥取環境大学規程第８号
（趣旨）
第１条 この規程は、公立鳥取環境大学学事顧問（以下「学事顧問」という。）の設置に関し、
必要な事項を定めるものとする。

（設置）
第２条 公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）に、学事顧問を置くことができる。

（職務）
第３条 学事顧問は、本学における教育研究の発展及び推進を図るための各種施策について、
学長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言等を行う。

（任命）
第４条 学事顧問は、大学運営に関し高い見識を有する学外者のうち、前条の職務を担当する
にふさわしい能力を有すると認められる者の中から、学長が選考する。
２ 前項の選考に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学理事長が学事顧問を任命する。

（報酬等）
第５条 学事顧問に支給する報酬の額は、日額１０，２００円とする。
２ 学事顧問に支給する報酬の額が、前項の規定する額によりがたい場合は、理事長が別に定
める。
３ 報酬は、学長の諮問に応じ、本学において行われる会議等に出席した日数に応じてその都
度支給する。

（費用弁償）
第６条 学事顧問に支給する費用弁償の額は、公立大学法人公立鳥取環境大学旅費規程に基づき
支給する。

（任期）
第７条 学事顧問の任期は、１年とし、再任を妨げない。

（委任）
第８条 この規程に定めるもののほか、学事顧問に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。